

大牟田市がけ地等復旧補助金交付制度の概要

●補助対象となるがけ地(要綱第2条、第3条関係)

- ・令和2年7月豪雨により被災したがけ地(人工がけ地を含む)の下端から、崩壊したがけの
高さの2倍の範囲内に、災害発生時に使用していた居住の用に供されていた住宅
又は公共施設(市が管理する道路等)
- ・がけ地の角度が30度を超え、かつ崩壊垂直高さが3mを超えるもの

【補助の対象となるがけのイメージ図】

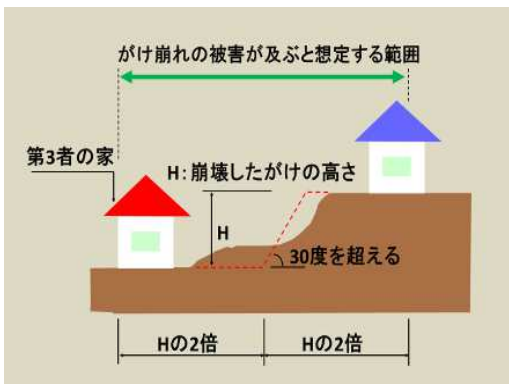


図1: がけ上下に建築物がある場合

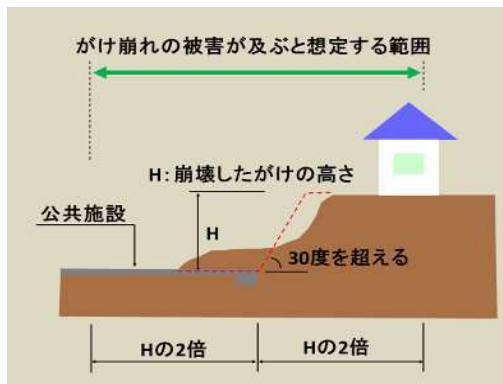
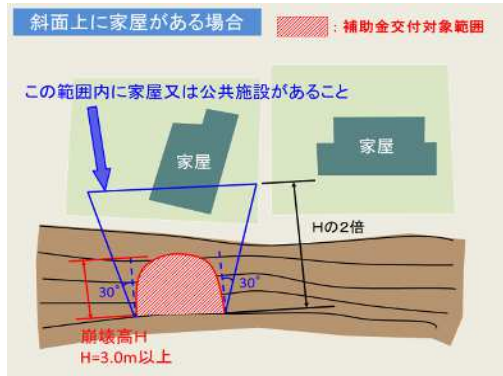
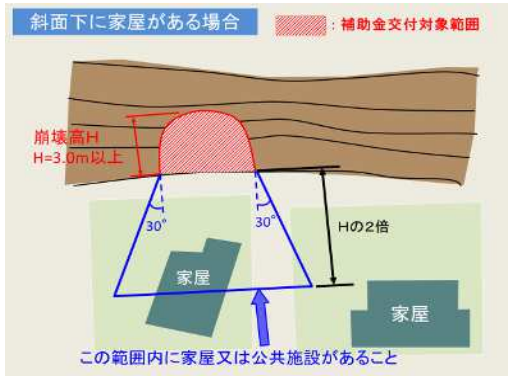


図2: がけ下に道路等の公共施設がある場合

【補助の対象となるがけを平面上で見たときのイメージ図】



●補助対象者(要綱第4条関係)

- ・被災したがけ地の所有者、共有者又は隣接する被災宅地等の利害関係人で、被災したがけ地の所有者の全部又は一部から工事の施工について委任を受けた者(工事施工業者を除く)
- ・上記の者で、警察への照会により、暴力団員又は暴力団と関係を有する者と判明した場合は対象者としていない
- ・市税の滞納がない者

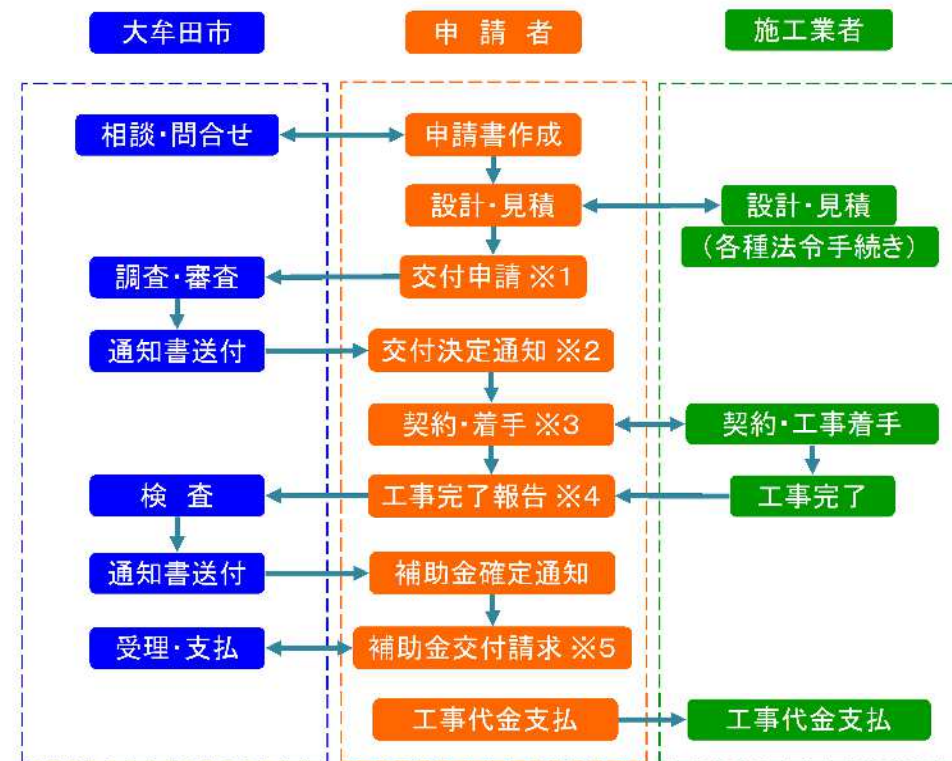
●補助対象工事(要綱第5条関係)

- ・対象の工種(10万円を超える工事)
 - (1) 法面の保護に係る工事
 - (2) 擁壁の設置及び補強に係る工事(既存擁壁撤去及び排水施設設置を含む)
 - (3) 市長が安全のため必要と認める工事
- ・対象工事は設計費用等を含む
- ・令和5年2月28日までに完了する工事
- ・原則、市内に本店を有する建設業法の許可を受けた者に請け負せる工事

●補助金額(要綱第6条関係)

- ・工事に要する費用の50/100に相当する額で200万円を限度
- ・補助額 200万円以内

●補助金交付手続きの流れ



・既に着手、完了している工事についても、補助対象条件を満たせば制度が適用できる

- ※1 令和3年12月28日までに申請
- ※2 通知を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げ可能
- ※3 補助対象工事は、令和5年2月28日までに完了
- ※4 工事完了の日から起算して14日以内に提出
- ※5 金額確定の通知を受けた日から14日以内に請求